

令和元年 12 月 10 日

公益通報体制整備の義務化に関する意見

全 国 市 長 会
経 済 委 員 会

政府が公益通報者保護法の改正により検討している公益通報体制整備の義務付けについては、体制整備の必要性は認めるものの、地方分権改革の観点から、そのあり方は地方の裁量に委ねるべきである。

よって、公益通報体制整備の義務化については、以下の点を踏まえ、慎重に審議するよう強く求める。

記

1. 都市自治体における公益通報体制整備の義務化について

- 都市自治体に対し新たに義務を課すことは、義務付けや枠付けの見直しにより地方公共団体の裁量を広げてきたこれまでの地方分権改革に逆行する動きであり、必要性和妥当性に欠ける。
- 地方の意見が反映されたとは言い難い消費者委員会公益通報者保護専門調査会の報告書に基づいた法改正により、民間事業者と公益通報を含めあらゆる相談を日常的に受けている市町村とを一括りに体制整備を義務付けることは適切ではなく、国と地方の信頼関係を損ないかねない。
- 外部通報については、広報広聴部門もしくは各所管法令部署により対応しており、体制整備を義務付けられなくとも、対応体制は整っている。また、内部通報体制整備については、その必要性は十分認めるものの、人事部門など所管部署で対応しているところもあることから、都市自治体の裁量に委ねるべきである。

2. 通報体制整備に関する指針の策定について

- 内部及び外部の通報体制整備の詳細を法律上の指針に規定することについては、地方の裁量を許さない「従うべき基準」を設定するものであり、容認できない。
通報体制整備については、都市自治体の実情に応じて適切に判断できるよう柔軟な仕組みとすべきである。

以上